

令和3年6月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月10日（木） 午後2時00分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員（15名）

1番	永利 春雄	2番	寺崎 廣喜
3番	(欠 員)	4番	山下 芳文 (欠 席)
5番	山田 憲二	6番	永利 昇
7番	大中 久敏	8番	野田 敏之
9番	山田 武二	10番	(欠 員)
11番	白木 治	12番	廣田 一郎
13番	米倉 一雄	14番	中原 孝司
15番	藤井 豊志 (欠 席)	16番	柳 文子
17番	天本 徹 (欠 席)	18番	田竈 新
19番	白木 隆弘 (欠 席)	20番	井手 浩 (欠 席)
21番	久光 壽子	22番	草場 小夜子
23番	伊藤 武則 (欠 席)		

5. 会議に出席した事務局職員（3名）

○会長 皆さんこんにちは。皆さまにおかれましては、田植え前の準備作業など、農繁期の最中にもかかわらず、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い5月12日に発出されておりました「緊急事態宣言」が、6月20日まで延長となりましたので、本年2月と同様に、委員の半数の出席をお願いしたところでは、

引き続きの三密対策と併せて、体調管理にご注意をお願いいたします。

更に、ゲリラ豪雨など、雨による災害が発生する季節を迎えております。こちらについても十分なるご注意をお願いいたします。

本日は議案 5件、報告事項 3件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は15名で委員定足数に達しております。

なお、議席番号4番委員他5名の委員より欠席届が出ています。

よって、令和3年6月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

分科会は開催しておりませんが、本会議での十分なるご審議をよろしくをお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、16番 柳 文子 委員、18番 田籠 新 委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、5件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書1ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、3条の有償移転で売買となっております。山隈地内の田2筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

農地法施行令第2条によりますと、農地法第3条第2項第1号に掲げる「農地等の権利移動の不許可」のただし書きにおいて、「その権利を取得しようとする者が法人であって、その農地をその法人の主たる業務の運営に欠くことができない試験研究等のために取得する」場合は、不許可の例外として認められるとされております。

従いまして、譲受人は引き続き、研究圃場として耕作するために、この農地を取得されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号2は、3条の有償移転で売買となっております。山隈地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号3は、3条の有償移転で売買となっております。三沢地内の田4筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

議案書2ページ、番号4は、3条の有償移転で売買となっております。三沢地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号5は、山隈地内の畑1筆です。3条の無償移転で贈与ですが、親族間ではない贈与となっております。

(面積、譲渡人・譲受人)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないものと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に意見・質問、ないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、八坂地内の田1筆です。農業用倉庫建設のために転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地に該当いたしますので、第1種農地に判定されます。

第1種農地ですので、原則的には農地転用は許可できないこととなりますが、農業用倉庫は第1種農地内においても、例外的に許可が可能となっております。

今回の申請は、農業用倉庫を建設した際に、敷地からはみ出して作ったことが判明したため、事後となりましたが、農地転用の申請が行われているものです。

申請地の南側の田との境界には、コンクリートブロックを設置する計画となっています。

また、雨水排水については、当該申請地内に砂利を敷き、東側若しくは南側へ勾配をつけて、雨水を浸透する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。
(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は令和2年12月に審査し、県へ進達した案件ですが、令和3年1月に一旦取り下げ、2月に取下げの報告を行った案件となります。

今回、譲渡人死亡による相続の整理がつきまして、改めて申請がなされているものです。

申請地は稲吉地内の田2筆です。建築条件付き8棟の建売住宅建築のために転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地を起点に概ね500メートルの円を描くとこの圏内に御原小学校、御原保育所が位置し、2以上の教育施設が位置しております。

また、申請地の東側の市道に上・下水道管が埋設されている状況となります。以上のことから、農地区分は第3種農地に該当します。

先程も申しあげましたように、申請地の東側、市道には公共の上・下水道管が埋設されておりますので、今回の8軒の建売住宅の建設に伴いまして、市道に埋設された公共の上・下水道管を利用することとなっております。

また、雨水排水につきましては、申請地内に新設する道路に側溝を設け、雨水排水を行う計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われれます。

次に、番号2は、小郡地内の畑2筆です。

市道を挟んで譲受人の居所があり、生業である運送業として活用するため、露天駐車場を設置しようとするものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、農地の広がりから、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内に在る農地に区分されますので、第1種農地に区分されます。

今回、第1種農地の例外規定については、譲受人が集落に居住する方で、なおかつ、譲受人の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものについては、例外規定に該当するため、案件を受理しているところです。

また、雨水排水については、道路には側溝がないため、敷地内は砂利を敷き、敷地の東側と北側に浸透穴を設け、排水する計画となっております。

さらに、市道の幅員が狭いため、車両の乗り入れは最大4トン車までとされています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようですので、議案第3号については原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について2件を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、光行地内の田1筆、下西鯨坂地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

番号2は、上西鯨坂地内の田7筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようですので、議案第4号については、原案

通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権貸借について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権貸借について、提案理由の説明をいたします。

別冊となっております「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定」の資料をご覧ください。まず、表紙の裏面をご覧ください。

例年、年に2回、利用権設定の受付を行っていますが、今回3月に受付しました利用権設定につきましては、再設定181件、新規98件の合計279件、期間借地は、再設定6件、新規2件、合計8件の申請を受理いたしております。

なお、公告は6月15日付といたしております。

内容については、別冊のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

また、個別の内容につきましては、各々担当の農業委員さんにご確認いただき、地区会議に於いても承認頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようですので、本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案通り承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告]



○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出3件につきまして報告いたします。

番号1は、八坂地内の田2筆です。売買のための合意解約です。

番号2は、八坂地内の田1筆です。貸人の都合による合意解約です。

番号3は、光行地内の田1筆、下西鯨坂地内の田2筆です。売買のための合意解約です。

詳細につきましては、議案書記載の通りでございます

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、一般個人住宅の建設を行うために届出が提出されたものです。

詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、5件の報告をいたします。

番号1は、一般個人住宅の建設を行うために届出が提出されたものです。

番号2は、既存の宅地の敷地拡張のために届出が提出されたものです。

番号3も、既存の宅地の敷地拡張のために届出が提出されたものです。

議案書9ページ、番号4は、既存の宅地の敷地拡張のために届出が提出されたものです。

番号5は、宅地分譲のために届出が提出されたものです。

詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

以上で、報告事項を終わります。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何か、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りします。

議事録作成にあたり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和3年6月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

令和3年6月10日(木) 午後 2時28分 閉会